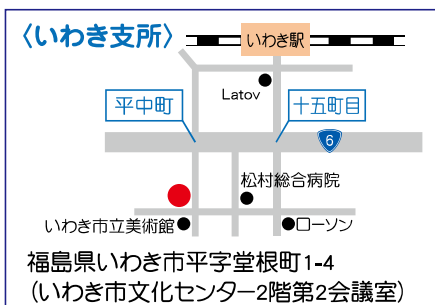
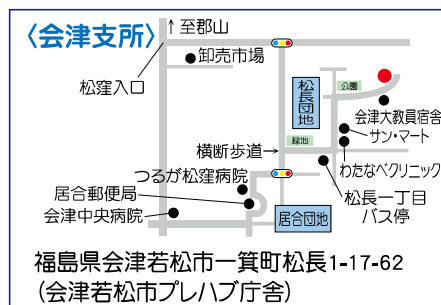
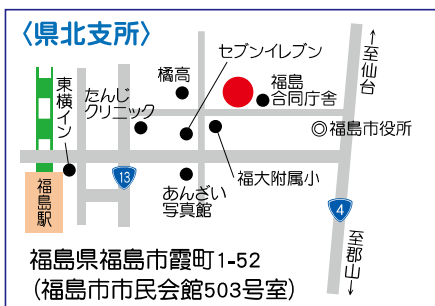


センターのご利用について

みなさまの最寄りの事務所・支所（受付時間9:00～17:00）まで直接お越しいただくか、下記連絡先までお問い合わせください。



○お問い合わせ 原子力損害賠償紛争解決センター

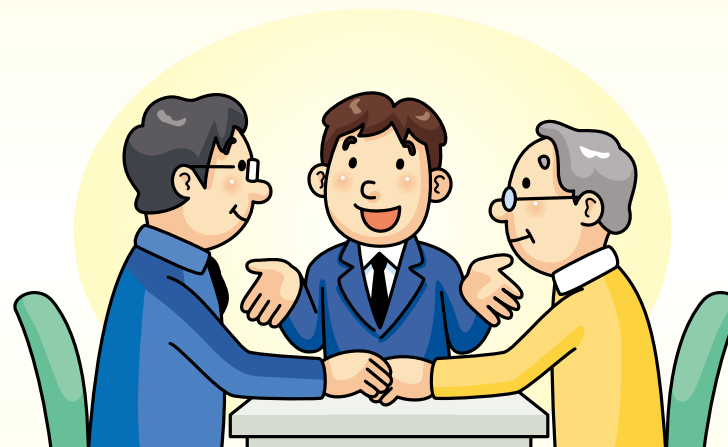


0120-377-155

(受付時間 平日10:00～17:00)

この印刷物は、古紙配合率70%再生紙を使用しています。
平成26年9月発行

原子力損害賠償紛争解決センター での和解事例の抜粋



原子力損害賠償紛争解決センター

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。
 ※本資料は、平成25年12月までの和解事例の中から抜粋したものです。詳しくは、以下のホームページで、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解事例をご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm

目 次 contents

I. 旧警戒区域・旧計画的避難区域

個人・精神的損害の賠償の例	1~5
個人・就労不能損害の賠償の例	6
個人・財物賠償の例	7~9
個人・避難費用等の賠償の例	10
事業者に関する賠償の例	11~19

II. 旧緊急時避難準備区域

個人・精神的損害の賠償の例	20~22
個人・避難費用等の賠償の例	23
個人・除染費用の賠償の例	24
個人・就労不能損害の賠償の例	25
事業者に関する賠償の例	26~28



個人：精神的損害の賠償の例

日常生活阻害慰謝料の増額

- 旧警戒区域（榑葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母につき、股関節手術後の入院中に避難したため、**リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送った期間につき月6割の増額**、また、祖父及び祖母につき、高齢の祖父が持病も悪化する中で**アルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送った期間につきそれぞれ月6割の増額**等が認められた事例（和解事例550 和解成立日 平成25年7月1日）
- 旧警戒区域（双葉町）から避難した申立人の避難慰謝料について、**90歳前後の高齢単身者で左目の視力がなく右目も疾病を抱えていた**ことなどから、**月6割の増額**が認められた事例（和解事例555 和解成立日 平成25年7月3日）
- 旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、①(略)②避難中に死亡した被相続人の精神的損害につき、**家族の別離及び要介護3であったこと**を考慮して、日常生活阻害慰謝料が**月6割増額**され、また、避難中にがんになり患したことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、**一時金50万円**が認められた事例（和解事例585 和解成立日平成25年7月23日）
- 旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した夫婦について、①(略)②避難慰謝料につき、原発事故直後から平成23年8月までの避難中の**家族の別離（単身生活）**等を考慮して、夫に**月3割の増額**、また、同期間中の**家族の別離**及び祖母の介護を考慮して、妻に**月6割の増額**が認められた事例（和解事例586 和解成立日 平成25年7月24日）
- 旧警戒区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、**90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者**及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、**月額10割の増額分**がそれぞれ追加賠償された事例（和解事例626 和解成立日 平成25年8月14日）
- 旧警戒区域（双葉町）から避難した高齢の申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料について、夫が平成24年1月から**寝たきり**となってからの期間について、**夫月額5割、妻月額3割の増額**が認められた事例（和解事例644 和解成立日 平成25年8月26日）
- 旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、**知的障害を持ち常時介護が必要となる者の**日常生活阻害慰謝料について、**月10割の増額**が認められた事例（増額分のうち24万円は別途受領済み）（和解事例694 和解成立日 平成25年9月27日）
- 旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、**避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者に月3割の増額**、両名の主たる介護者に月10割の増額、従たる介護者に月3割の増額がそれぞれ認められた事例（和解事例726 和解成立日 平成25年10月17日）
- 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、**原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情**に応じて、精神的損害の**月額3割から9割の増額**が認められた事例（和解事例816 和解成立日 平成25年12月17日）

個人：精神的損害の賠償の例

介護者の日常生活阻害慰謝料の増額

- 旧警戒区域（榑葉町）から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母につき、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送った期間につき月6割の増額、また、祖父及び祖母につき、高齢の祖父が持病も悪化する中で**アルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送った期間につきそれぞれ月6割の増額**等が認められた事例（和解事例550 和解成立日 平成25年7月1日）※再掲
 - 旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した夫婦について、①(略)②避難慰謝料につき、原発事故直後から平成23年8月までの避難中の家族の別離（単身生活）等を考慮して、夫に月3割の増額、また、同期間中の家族の別離及び**祖母の介護を考慮して**、妻に**月6割の増額**が認められた事例（和解事例586 和解成立日 平成25年7月24日）※再掲
 - 旧警戒区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及び**その介護を行った者**の日常生活阻害慰謝料について、**月額10割の増額分**がそれぞれ追加賠償された事例（和解事例626 和解成立日 平成25年8月14日）※再掲
 - 旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者に月3割の増額、両名の**主たる介護者に月10割の増額、従たる介護者に月3割の増額**がそれぞれ認められた事例（和解事例726 和解成立日 平成25年10月17日）※再掲
- 疾患の悪化による慰謝料**
- 旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、①(略)②避難中に死亡した被相続人の精神的損害につき、家族の別離及び要介護3であったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月6割増額され、また、**避難中にがんになり患した**ことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、**一時金50万円**が認められた事例（和解事例585 和解成立日 平成25年7月24日）※再掲
 - 旧警戒区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に**脳出血で倒れ後遺障害を負った**申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の寄与度を5割として、**後遺症慰謝料700万円**、逸失利益約1,110万円及び将来介護費約262万円等が賠償された事例（和解事例719 和解成立日 平成25年10月11日）
 - 旧警戒区域からの**避難により疾病が発症・悪化**した申立人の身体的損害（慰謝料）について、通院が長期かつ不規則であったことを考慮した上で、原発事故の寄与度を5割として約47万円賠償された事例（和解事例729 和解成立日 平成25年10月22日）
 - 旧警戒区域（榑葉町）から避難した申立人らのうち、**うつ病等の悪化**した2名についてそれぞれ**月6割、月3割**、二人を支えた他の3名について全体として月3割増額をした精神的損害360万円が賠償された事例（和解事例769 和解成立日 平成25年11月15日）

個人：精神的損害の賠償の例

死亡慰謝料

- ・旧計画的避難区域に居住し、脳梗塞の既往症のある90歳近い高齢者が、平成23年5月の避難開始直後より体調が悪化し、同年7月に死亡した事案について、死亡の結果と原発事故による避難との間に因果関係を認め、事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**800万円が賠償された事例（和解事例589 和解成立日 平成25年7月25日）
- ・旧警戒区域の介護施設に入所していた90歳近い高齢者が、原発事故直後の避難移動中に急性心筋梗塞により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与9割とした上で、相続人である申立人に1,620万円の**死亡慰謝料**が賠償された事例（和解事例606 和解成立日 平成25年8月6日）
- ・旧警戒区域に居住し、原発事故当時癌の治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったため癌の転移が進行して平成23年9月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係を認め、**死亡慰謝料**800万円等が賠償された事例（和解事例651 和解成立日 平成25年8月30日）
- ・旧警戒区域に居住し、高血圧、不眠症等の既往症のある80歳台半ばの高齢者が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられ、避難開始から約1週間後に急性心不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**850万円が賠償された事例（和解事例696 和解成立日 平成25年9月27日）

個人：精神的損害の賠償の例

死亡慰謝料～続き～

- ・旧警戒区域に居住し、白血病等により患っていた70歳近い被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成23年10月に原病により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**900万円が賠償された事例（和解事例706 和解成立日 平成25年10月3日）
- ・旧緊急時避難準備区域に居住し、糖尿病の既往症があった70歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅をしたが症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**800万円が賠償された事例（和解事例712 和解成立日 平成25年10月7日）
- ・旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**900万円が賠償された事例（和解事例731 和解成立日 平成25年10月23日）

個人：精神的損害の賠償の例

遺体捜索が出来なかったことについての慰謝料

- ・①（略）
- ・②避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族を捜索できなかったことによる損害について、申立人それぞれに各60万円が賠償された事例（和解事例670 和解成立日 平成25年9月18日）※再掲
- ・自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族らの捜索を継続できなかったことによる精神的損害約2億8291万円が賠償された事例（本集団申立ての和解案提示理由書において、賠償が認められる主体の範囲、損害である慰謝料の算定方法及び慰謝料の具体的金額等を提示）（和解事例698 和解成立日 平成25年10月1日）※再掲

避難の終了時期

- ・直接賠償において、平成23年5月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降の避難慰謝料の支払いを拒否された家族3名（警戒区域から避難）について、東京電力による避難終了認定は容認できないとして、平成24年11月末日までの家族3名の避難慰謝料約524万円の賠償を認めた事例（和解事例387 和解成立日 平成25年2月22日）
- ・旧警戒区域（榑葉町）から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は榑葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続（平成23年9月～平成25年5月までで210万円）が認められた事例（平成23年8月分までは、別途直接請求で賠償済み）（和解事例530 和解成立日 平成25年6月18日）
- ・旧警戒区域内の高校に進学し、同高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校への転校を余儀なくされた高校生について、実家への避難・転校の時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、高校卒業時までの避難継続を認めて、避難慰謝料240万円が賠償された事例（和解事例810 和解成立日 平成25年12月13日）

個人：就労不能損害の賠償の例

就労不能損害

- ・旧警戒区域からの避難中に妻が体調を崩し、平成24年3月末に妻の看病のために、いわき市の勤務先（派遣社員）を自主退職した申立人（事故時62歳、退職時63歳）について、自主退職と原発事故避難との間に因果関係を認め、将来分を含む自主退職後2年分の就労不能損害約560万円が賠償された事例（和解事例578 和解成立日 平成25年7月18日）
- ・計画的避難の実行後も特例的に操業を継続していた旧計画的避難区域内の工場に勤務していたが、平成24年11月に妊娠が判明したため、会社の指示により、翌12月から休職せざるを得なくなった申立人の就労不能損害について、休職開始時期から本来の産休開始日前日までの間の減収分約102万円が賠償された事例（和解事例590 和解成立日 平成25年7月27日）
- ・原発事故により旧警戒区域（浪江町）から関東地方に転勤したが、一緒に関東地方に避難し、避難により心身の状況が悪化した両親の介護等のために自主退職した申立人について、自主退職と原発事故避難との間の因果関係を認め、申立人が請求している平成25年3月までの就労不能損害約884万円が賠償された事例（和解事例615 和解成立日 平成25年8月8日）
- ・原発事故当時、自主的避難等対象区域の実家に住民票を置き、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住み込みで働いており、事故直後に実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害140万円及び就労不能損害約215万円が賠償された事例（和解事例657 和解成立日 平成25年9月9日）
- ・原発事故後、旧警戒区域内にあった勤務先工場が閉鎖となり、勤務先会社から退職か、同じ会社の九州の工場への転勤かの選択を求められて、当時東京電力からの賠償等がどうなるかも不明であったことから、単身で九州の工場に異動したが、長期にわたる家族との別離と二重生活苦のために自主退職した申立人について、退職の形態が自主退職であることを考慮に入れても、原発事故と自主退職後の収入の減少との間に因果関係があると判断し、就労不能損害405万円が賠償された事例（和解事例751 和解成立日 平成25年11月6日）
- ・旧警戒区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の寄与度は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたことなどの影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との因果関係を認めて就労不能損害（寄与度10割）約1,321万円及び慰謝料が賠償された事例（和解事例825 平成25年12月27日）

個人：財物賠償の例

乗用車

- ・避難中に旧警戒区域（富岡町）の自宅から自動車を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての時価の全額80万円が賠償された事例（和解事例571 和解成立日 平成25年7月12日）
- ・旧警戒区域（南相馬市小高区）から避難した際に自宅に自動車を放置せざるを得ず、その後、メンテナンスができずにタイヤがパンクしたため避難先に持ち出せず、平成24年9月にレッカー移動をし、車両足回りのさび付き等の修理を行った申立人について、タイヤ交換代、車両修理代及び車検代約63万円が、**原発事故避難に伴う管理不能による損害**として賠償された事例（和解事例687 和解成立日 平成25年9月26日）

家財

- ・旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、
①住宅の間取り、**家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮**して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円**増額した家財賠償**が認められた事例（同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償）
②（略）
（和解事例585 和解成立日 平成25年7月24日）※再掲
- ・旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した夫婦について、
①住宅の間取り、**家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮**して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円**増額した家財賠償**が認められた事例（同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償）
②（略）
（和解事例586 和解成立日 平成25年7月24日）※再掲
- ・旧警戒区域（居住制限区域）にあった**申立人宅の家財**とともに、**旧警戒区域（帰還困難区域）にあった申立人の亡母(原発事故の数年前に死亡) 宅の家財**についても賠償(自宅所在の家財：245万円、実家所在の家財：345万円)された事例（和解事例598 和解成立日 平成25年7月31日）
- ・旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、**高額な家財**を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、それら動産の賠償額として1800万円が認められた事例（和解事例675 和解成立日 平成25年9月20日）
- ・旧警戒区域（居住制限区域・富岡町）から避難した申立人らについて、**家財**595万円、土地約397万円、墓地約122万円等のほか、農業の事業性はなく農業収入の営業損害はないものの、農業機械を全損として財物損害約194万円が賠償された事例（和解事例774 和解成立日 平成25年11月20日）

個人：財物賠償の例

不動産（土地）

- ・双葉町所在の**不動産（自宅土地・建物）の財物損害**約3,229万円及び**墓地利用料相当額**約26万円が賠償された事例（和解事例442 和解成立日 平成25年4月8日）
- ・富岡町の**居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）**について、**全損と評価**して財物損害約2,505万円が賠償された事例（和解事例468 和解成立日 平成25年4月19日）
- ・富岡町の居住制限区域所在の不動産（第三者に貸していた宅地）について、**宅地の評価額のうち借地権相当分として2割を控除した後の残額（評価額の8割）を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥**し、当該地域においては借地権は発生していないとして、宅地評価額の10割（約3,775万円）が賠償された事例（和解事例630 和解成立日 平成25年8月14日）
- ・旧警戒区域（居住制限区域・富岡町）から避難した申立人らについて、家財595万円、**土地**約397万円、**墓地**約122万円等のほか、農業の事業性はなく農業収入の営業損害はないものの、農業機械を全損として財物損害約194万円が賠償された事例（和解事例774 和解成立日 平成25年11月20日）
- ・旧警戒区域（避難指示解除準備区域）から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、**自宅土地建物の財物損害が全損と評価**されて、約1,636万円が賠償された事例（和解事例788 和解成立日 平成25年12月2日）
- ・平成19年に取得した旧警戒区域（帰還困難区域・大熊町）所在の土地及び平成20年に同土地上に新築した建物の財物賠償について、**土地については平成19年の売買代金額と同額**、建物については平成20年の建物新築請負代金額と同額（経年減価を伴わない）が賠償された事例（和解事例800 和解成立日 平成25年12月10日）
- ・地目は畑だが宅地への転用許可を得ている旧警戒区域（帰還困難区域・双葉町）所在の土地を宅地並みの価格で取得していた申立人について、**その取得価格全額相当額が財物損害**として賠償（約1,024万円）された事例（和解事例801 和解成立日 平成25年12月10日）

個人：財物賠償の例

不動産（建物）

- ・大熊町所在の自宅建物について、平成21年新築であることなどを考慮して、**その新築費用相当額に近い財物賠償**（3,000万円）等がなされた事例（和解事例453 和解成立日 平成25年4月15日）
- ・富岡町の**居住制限区域所在の不動産（自宅土地・建物）**について、**全損と評価**して財物損害約2,505万円が賠償された事例（和解事例468 和解成立日 平成25年4月19日）※再掲
- ・申立人が旧警戒区域（帰還困難区域）に所有する不動産のうち原発事故の7か月前の平成22年8月に新築された建物について、**経年減価がないものとして新築時価格**約3,141万円が賠償された事例（和解事例638 和解成立日 平成25年8月19日）
- ・旧警戒区域（避難指示解除準備区域）から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、**自宅土地建物の財物損害が全損と評価**されて、約1,636万円が賠償された事例（和解事例788 和解成立日 平成25年12月2日）※再掲
- ・平成19年に取得した旧警戒区域（帰還困難区域・大熊町）所在の土地及び平成20年に同土地上新築した建物の財物賠償について、土地については平成19年の売買代金額と同額、**建物については平成20年の建物新築請負代金額と同額（経年減価を伴わない）**が賠償された事例（和解事例800 和解成立日 平成25年12月10日）※再掲

その他

- ・旧警戒区域（富岡町）居住の申立人が家庭菜園用に所有していたショベルカーを、管理不能による財物価値の減少を予防するため、平成24年に自宅から**旧警戒区域外に持ち出したことで生じた持出費用、保管場所構築費用**約8万円、**交通費**等約5万円が賠償された事例（和解事例678 和解成立日 平成25年9月20日）
- ・避難中に旧警戒区域（南相馬市小高区）の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、**被害品の価格の一部**約3万円が賠償された事例（和解事例771 和解成立日 平成25年11月20日）
- ・旧警戒区域（居住制限区域・富岡町）から避難した申立人らについて、家財595万円、土地約397万円、墓地約122万円等のほか、**農業の事業性はなく農業収入の営業損害はないものの、農業機械を全損として財物損害**約194万円が賠償された事例（和解事例774 和解成立日 平成25年11月20日）※再掲

個人：避難費用等の賠償の例

避難費用等（生活費増加費用を含む）

- ・旧警戒区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、**避難費用**約15万円、避難慰謝料156万円、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費約2,358万円等が賠償された事例（和解事例613 和解成立日 平成25年8月7日）
- ・旧警戒区域（富岡町）から東京都の4LDKの共同住宅（家賃月額18万円）に避難した家族4名について、息子2名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くても広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、**家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の2割**約187万円が賠償された事例（和解事例802 和解成立日 平成25年12月10日）

事業者に関する賠償の例

農林水産業

(営業損害・逸失利益)

・旧警戒区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、**逸失利益**4,274万円や移転先で営業を再開するための追加的費用（ビニールハウスの代金や作業場建築代金を含む。）約3,092万円が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部600万円が賠償された事例（和解事例573 和解成立日 1.平成25年3月22日 2.平成25年7月17日）

・旧計画的避難区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び**立木伐採権を行使できないことによる逸失利益**約450万円が賠償された事例（和解事例716 和解成立日 平成25年10月10日）

・旧警戒区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、**逸失利益**約795万円、養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害約453万円、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した追加的費用約3万円が賠償された事例（和解事例744 和解成立日 1.平成25年10月15日 2.平成25年10月31日）

(事業用不動産)

・阿武隈山地の山林の立木伐採権が原発事故による放射能汚染により価値がなくなったとして、**立木伐採権の賠償**約169万円がなされた事例（和解事例558 和解成立日 平成25年7月5日）

(事業用動産)

・旧警戒区域（帰還困難区域・双葉町）で農業を営んでいた申立人について、**申立人所有の農機具につき取得価格に実際の使用可能年数（15年・30年など）を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、経過使用年数が約1年以内の農機具は減価せずに取得価格に基づき損害額を算定して**約526万円が賠償された事例（和解事例665 和解成立日 平成25年9月13日）

・旧警戒区域（浪江町）から避難した**申立人ら所有の農機具について、その償却期間を東京電力が主張する10年から倍の20年に延ばした上で算出**した価格で約6,566万で賠償された事例（和解事例685 和解成立日 平成25年9月26日）

(追加的費用)

・旧警戒区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、逸失利益4,274万円や**移転先で営業を再開するための追加的費用（ビニールハウスの代金や作業場建築代金を含む。）**約3,092万円が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して**移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部**600万円が賠償された事例（和解事例573 和解成立日 1.平成25年3月22日 2.平成25年7月17日）※再掲

事業者に関する賠償の例

製造業・加工業

(営業損害・逸失利益)

・旧警戒区域で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、**直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度（21.8～22.7）を変更して、新たな基準年度（22.3～23.2）を基礎として賠償額が算定**され、約9,949万円が賠償された事例（和解事例734 和解成立日 平成25年10月25日）

(事業用不動産)

・製造業を営む申立会社について、**旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価**して賠償額を算定（約3,305万円）し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償約1,267万円、逸失利益の賠償約2,434万円がされた事例（和解事例649 和解成立日 1.平成25年2月26日 2.平成25年4月8日 3.平成25年5月24日 4.平成25年8月29日）

・原発事故により、旧警戒区域内の工場を閉鎖し、他県の工場に生産設備を移設した申立会社の新規資産購入代金、生産設備移設費用約2,216万円が賠償され、また**旧警戒区域内工場についての不動産損害、動産損害について帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える約5,277万円の賠償が認められた事例**（和解事例764 和解成立日 1.平成25年6月24日 2.平成25年11月12日）

(事業用動産)

・旧警戒区域（帰還困難区域）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機具等の事業用動産について、**取得価格に実際の使用可能年数（50年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例**（和解事例619 和解成立日 平成25年8月12日）

・製造業を営む申立会社について、旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定（約3,305万円）し、また、**仕掛製品、完成製品等の財物賠償**約1,267万円、逸失利益の賠償約2,434万円がされた事例（和解事例649 和解成立日 1.平成25年2月26日 2.平成25年4月8日 3.平成25年5月24日 4.平成25年8月29日）※再掲

(追加的費用)

・**旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用**約3億6,752万円、工場の土地建物の財物損害約22億6,284万円等が賠償された事例（和解事例611 和解成立日 平成25年8月7日）※再掲

・旧警戒区域（帰還困難区域）に工場Aがあった各種機械・金属製品の製造業者について、原発事故直後より別の工場Bでの製造活動再開の必要に迫られたが、原発事故による工場A立入困難により取引先から貸与を受けていた金型が使用できなくなり、**その代替品を製造せざるを得なかったことによる製造費用**等約170万円が賠償された事例（一部和解のみ掲載）（和解事例746 和解成立日 平成25年10月30日）

事業者に関する賠償の例

販売業

(営業損害・逸失利益)

・旧警戒区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、避難費用約15万円、避難慰謝料156万円、**営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費**約2,358万円等が賠償された事例
(和解事例613 和解成立日 平成25年8月7日) ※再掲

・旧警戒区域で防災設備等の販売・施工業を営む申立人について、**平成23年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して営業損害**80万円が算定・賠償された事例
(和解事例645 和解成立日 平成25年8月26日)

(事業用動産)

・旧警戒区域の借地に選果場を設置して生産者より野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立会社について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされたとして、逸失利益1,331万円、**財物損害（使用開始後1年半のパイプハウスにつき損害額を取得価格と同額と算定）**約4,029万円等が賠償された事例（和解事例680 和解成立日 平成25年9月24日）

(追加的費用)

・旧警戒区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、避難費用約15万円、避難慰謝料156万円、営業損害及び**営業再開に向けて支出された販管費**約2,358万円等が賠償された事例
(和解事例613 和解成立日 平成25年8月7日) ※再掲

・旧警戒区域で化粧品の販売代理店を営んでいた申立人について、原発事故後、営業拠点を避難先の関東地方に移転したことにより生じた**交通費（配達費）、商品発送費用及び電話代の増加分につき、直接請求において拒否された平成24年8月分以降についても賠償**が認められた事例
(それぞれ約13万円、約6万円、約3千円)
(和解事例633 和解成立日 平成25年8月15日)

事業者に関する賠償の例

建設業

(営業損害・逸失利益)

・旧警戒区域（南相馬市小高区）で土木建築請負業を営む申立会社の逸失利益について、**東京電力が主張する算定方式を採らず、請求額どりの営業損害**約373万円が賠償された事例
(和解事例662 和解成立日 平成25年9月11日)

・旧警戒区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、**法人全体の売上・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は平成23年3月から5月までの逸失利益**約353万円が賠償されたほか、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用約2,869万円等が賠償された事例
(和解事例725 和解成立日 平成25年10月17日)

・旧計画的避難区域の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものであるから、**原発事故後の売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定**され、約617万円が賠償された事例
(和解事例757 和解成立日 平成25年11月8日)

(事業用動産)

・旧警戒区域で曳家業を営んでいた申立人所有の工具等について、**財産を記録した帳簿等は存在しないが写真等によりその実在を認定し、取得価格を直接証明する契約書等の書証や帳簿は存在しないが、同種品の現在価格から取得価格を推定し、実際の使用可能年数（50年、一部は30年）を考慮した減価を行って損害額を算定し、東電の認める額を大きく上回る約300万円の賠償**がなされた事例（和解事例673 和解成立日 平成25年9月19日）

(追加的費用)

・旧警戒区域で建設業を営んでいた申立会社について、逸失利益約2,441万円、事業用の車両・機械器具等の財物損害約2,774万円及び**原発事故後旧警戒区域からいわき市に営業拠点を移動して建設業の営業を再開するための追加的費用**約79万円の賠償が認められた事例
(和解事例593 和解成立日 1.平成25年5月16日 2.平成25年7月31日) ※再掲

・旧警戒区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は平成23年3月から5月までの逸失利益約353万円が賠償されたほか、**本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用**約2,869万円等が賠償された事例
(和解事例725 和解成立日 平成25年10月17日) ※再掲

事業者に関する賠償の例

不動産業

(営業損害・逸失利益)

- ・旧警戒区域において貸家業を営んでいた申立人について、借家人の避難に伴う逸失利益の算定に当たり、**東京電力の主張する減価償却費の取扱いや固定費と変動費の振分けの方法を採用せずに賠償額約407万円が算定された事例**（和解事例576 和解成立日 平成25年7月18日）
- ・旧警戒区域（南相馬市小高区）の所有地上に建築予定の集合住宅を建設会社に一括借上してもらった計画を有していたが、原発事故により建設中止となった申立人について、**建設会社に支払った請負代金のうち返還されなかった金額、借入金利息等**が営業損害として賠償(約329万円)された事例（和解事例668 和解成立日 平成25年9月17日）
- ・帰還困難区域（富岡町）に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、**事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定(約4,489万円)し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償(1,100万円)**された事例（和解事例806 和解成立日 1.平成25年8月7日 2.平成25年12月12日）

事業者

事業者に関する賠償の例

医療業

(営業損害・逸失利益)

- ・旧警戒区域から避難した申立人らのうち1名が個人で経営する自営業について、**営業損害（逸失利益）**が請求額の満額賠償（約1,938万円）されたほか、事業用動産が全損であることを前提に約148万円が賠償された事例（和解事例580 和解成立日 平成25年7月19日）

(事業用動産)

- ・旧警戒区域から避難した申立人らのうち1名が個人で経営する自営業について、営業損害（逸失利益）が請求額の満額賠償（約1,938万円）されたほか、**事業用動産が全損**であることを前提に約148万円が賠償された事例（和解事例580 和解成立日 平成25年7月19日）※再掲

- ・旧警戒区域で歯科医院を営んでいたが、原発事故により避難先で新たに開業した申立人について、旧医院内の申立人所有の**営業用動産につき取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定**（約1,437万円）し、また、新医院における診療機器リース代金の3割（約486万円）、医院移転のための新装工事費用（追加的費用）の5割（約751万円）が賠償された事例（和解事例688 和解成立日 平成25年9月26日）

(追加的費用)

- ・旧警戒区域で歯科医院を営んでいたが、原発事故により避難先で新たに開業した申立人について、旧医院内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実質耐用年数（30年）を基礎とする減価をして損害額を算定約（1,437万円）し、また、新医院における診療機器リース代金の3割（約486万円）、**医院移転のための新装工事費用（追加的費用）**の5割（約751万円）が賠償された事例（和解事例688 和解成立日 平成25年9月26日）※再掲

観光業

(営業損害・逸失利益)

- ・旧警戒区域で観光牧場を営んでいた申立会社について、原発事故により営業できなくなったことによる**逸失利益**約1,466万円、飼育していた動物の財物損害約623万円が賠償された事例（和解事例648 和解成立日 平成25年8月28日）

- ・旧警戒区域で平成23年4月から自然庭園の営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、**原発事故前の営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して平成27年2月末までの逸失利益2,868万円が賠償された事例**。（和解事例775 和解成立日 平成25年11月20日）

(事業用動産)

- ・旧警戒区域で観光牧場を営んでいた申立会社について、原発事故により営業できなくなったことによる逸失利益約1,466万円、**飼育していた動物の財物損害**約623万円が賠償された事例（和解事例648 和解成立日 平成25年8月28日）※再掲

事業者

事業者に関する賠償の例

サービス業 等

(営業損害・逸失利益)

- ・旧警戒区域で測量設計事務所を営む申立会社について、原発事故後、旧警戒区域内にあった取引先が廃業し連絡が取れなくなったため、回収できなくなった測量未収金相当額につき、**債権は消滅していないので損害はないとする東京電力の主張を排斥**し、約32万円の賠償が認められた事例(和解事例553 和解成立日 平成25年7月2日)
- ・旧警戒区域内に1店舗、それ以外の場所に2店舗の美容院を経営する申立会社について、原発事故により旧警戒区域内の1店舗のみが営業休止を余儀なくされたが、東京電力への直接請求では3店舗分を合算した数値で売上・利益の減少額が算出され、賠償された事案について、ADRでは**旧警戒区域内の1店舗分の数値で売上・利益の減少額を算出**し、賠償の不足分約354万円が賠償された事例(和解事例554 和解成立日 平成25年7月2日)
- ・原発事故当時、旧警戒区域でアートスクールを開業準備中であった申立人について、**開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益等**約212万円が賠償された事例(和解事例556 和解成立日 平成25年7月3日)
- ・旧警戒区域においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、**平成23年6月から緊急時避難準備区域において週3回程度開催予定の新教室が開設不可能になったことによる逸失利益**約91万円が賠償された事例(和解事例564 和解成立日 平成25年7月8日)
- ・旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、**原発事故による健康施設の営業休止に伴う逸失利益**約80万円及び旧警戒区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害(金額)約258万円が賠償された事例(和解事例575 和解成立日 1.平成25年2月15日 2.平成25年7月18日)
- ・旧警戒区域でホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、**廃業に伴う逸失利益(4年分)**約2億5,876万円、不動産の財物損害等約3億5,095万円が賠償された事例(和解事例610 和解成立日 平成25年8月7日)
- ・旧警戒区域でピアノ教室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、**逸失利益**約450万円並びに避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用約7万円が賠償された事例(和解事例667 和解成立日 平成25年9月13日)
- ・旧警戒区域で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業用資産につき、実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害約3,602万円が賠償されたほか、**逸失利益**約3億2,182万円、事業拠点の移転に係る追加的費用約2,453万円等が賠償された事例(和解事例700 和解成立日 平成25年10月1日)

事業者に関する賠償の例

サービス業 等～続き～

- ・クリーニング業を営む申立会社について、旧警戒区域内の営業所等における**逸失利益**7,600万円が賠償された事例(和解事例717 和解成立日 平成25年10月10日)
- ・福島県下の商工組合について、原発事故により**旧警戒区域内に所在していた組合員である事業者から賦課金の徴収ができなくなったことで生じた逸失利益**約485万円等が賠償された事例(和解事例812 和解成立日 平成25年12月13日)
- (事業用動産)
 - ・旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う逸失利益約80万円及び**旧警戒区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害(金額)**約258万円が賠償された事例(和解事例575 和解成立日 1.平成25年2月15日 2.平成25年7月18日) ※再掲
 - ・旧警戒区域で流通関係業を営む申立会社が所有していた償却資産について、**東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せず**に**実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額**とし、また、**逸失利益の賠償が行われた後に財物(償却資産)の賠償を行う場合について東京電力の主張する減価償却費相当額の賠償額からの控除を行わなかった事例**(和解事例581 和解成立日 平成25年7月23日)
 - ・旧警戒区域でスポーツ関連事業を営んでいた申立会社の事業用動産について、取りあえず、1回目の和解では法定耐用年数等を用いて損害額が算定されたが、今回の和解において、**取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて算定した価格を損害額**とし、1回目からの追加分約329万円が賠償された事例(和解事例602 和解成立日 平成25年8月1日)
 - ・避難指示区域で獣医師業を営んでいた申立人について、**医薬品の財物損害**約52万円や原発事故後に事業維持のために購入した医療用動産の購入費用31万円等が賠償された事例(和解事例614 和解成立日 平成25年8月7日)
 - ・旧警戒区域でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を同区域外に移転させた申立人について、**旧店舗内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実際の使用可能年数(20～40年)を基礎とする減価をして、損害額を算定**し、約392万円賠償され、また、新店舗の新規設備取得費用につき取得価格の4割(約231万円)が賠償された事例(和解事例656 和解成立日 平成25年9月9日)
 - ・旧警戒区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、**償却資産台帳に記載がないがその存在を認定した上で、税務上の耐用年数による減価を基準とする東京電力の主張を排斥**し、新品価格の50～80%の金額で賠償額が算定され、350万円賠償された事例(和解事例707 和解成立日 平成25年10月3日)

事業者に関する賠償の例

サービス業 等～続き～

(事業用不動産)

- 旧警戒区域でホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、廃業に伴う逸失利益（4年分）約2億5,876万円、**不動産の財物損害**約3億5,095万円等が賠償された事例（和解事例610 和解成立日 平成25年8月7日）※再掲

(追加的費用)

- 大工である申立人について、計画的避難区域（飯館村）内の作業場が原発事故により使用不能となったため新たに川俣町に作業場を設置したが、**当該作業場設置費用の一部**約85万円が賠償された事例（和解事例568 和解成立日 1.平成25年5月21日 2.平成25年7月9日）
- 旧警戒区域で畜産サービス業を営んでいたが、原発事故により千葉県内への事業移転を余儀なくされた申立人について、**事故後に購入した輸送用中古トラック（ディーゼル車）の購入費用の一部**が賠償されたほか、**条例により車への設置を義務付けられたフィルターの購入・装着費用の一部**30万円が賠償された事例（和解事例623 和解成立日 平成25年8月13日）
- 旧警戒区域でクリーニング店を営んでいた申立人について、**原発事故後、配送等のために避難先の埼玉県から福島県内への車での行き来を余儀なくされたことにより生じたタイヤ損耗費**約4万円が賠償された事例（和解事例650 和解成立日 平成25年8月29日）
- 旧警戒区域でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を同区域外に移転させた申立人について、旧店舗内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実際の使用可能年数（20～40年）を基礎とする減価をして、損害額を算定し、約392万円が賠償されまた、**新店舗の新規設備取得費用につき取得価格の4割**約231万円が賠償された事例（和解事例656 和解成立日 平成25年9月9日）※再掲
- 旧警戒区域でピアノ教室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、逸失利益約450万円並びに**避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用**約7万円が賠償された事例（和解事例667 和解成立日 平成25年9月13日）※再掲
- 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、**原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した追加的費用（人件費やリース費用）**約215万円が賠償された事例（和解事例780 和解成立日 平成25年11月27日）

個人：精神的損害等の賠償の例

日常生活阻害慰謝料の増額・継続

- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、**いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成24年9月以降も避難継続の必要性があると判断して、避難慰謝料及び避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し**、同年9月以降も避難慰謝料等が賠償された事例（和解事例647 和解成立日 平成25年8月27日）
- 原発事故前から認知症で要介護2であり、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、**脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月6割、発症後は更に脳梗塞も考慮して月10割の増額**がなされたほか、**避難先での治療及び近親者付添の継続の必要性を肯定**して、東京電力が賠償の打ち切りを主張した平成24年9月以降も賠償が認められた事例（和解事例689 和解成立日 平成25年9月26日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、旧警戒区域（居住制限区域）内の勤務先で就労していたが、原発事故により勤務先が宮城県へ事業所を移転したことに伴い、同県に避難して就労を続けている申立人らの精神的損害について、**元事務所の事業再開が困難であり帰還しても就労が困難であること等を考慮し**、平成24年9月以降も1人月額10万円の避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）の賠償が認められた事例（和解事例738 和解成立日 平成25年10月30日）
- 旧緊急時避難準備区域から避難している申立人ら一家について、**原発事故前に通っていた医院が閉院となり、帰還しても子らのアトピーの症状に合った治療を受ける施設がないこと等から、避難継続の必要性を肯定**して、平成24年9月以降の避難慰謝料及び一時立入費用が賠償された事例（和解事例739 和解成立日 平成25年10月30日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、**子供が避難先から近い高等学校に進学し、帰還すれば通学が困難となることから、避難継続の必要性を肯定**して、平成24年9月以降の避難慰謝料が賠償された事例（和解事例740 和解成立日 平成25年10月30日）
- 旧緊急時避難準備区域から避難した申立人らについて、**旧警戒区域内で経営していた植物関連会社を風評被害を避けるため県外に移転させていること、会社の移転先の近くに新たな住居（避難先）があること、同居の子（X3、X4）が幼少であること等から避難継続の必要性があると判断して**、平成24年9月以降も精神的損害が賠償された事例（和解事例749 和解成立日 平成25年11月5日）
- 旧緊急時避難準備区域からの避難を平成23年3月に開始した申立人らについて、ADHD（注意欠陥・多動性障害）に罹患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に**月6割**、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に**月6割**などの精神的損害の増額がなされ、また、**ADHDの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要性があると判断**して、平成24年9月以降も月額46万円（4人分）の賠償が継続された事例（和解事例765 和解成立日 平成25年11月12日）

個人：精神的損害等の賠償の例

日常生活阻害慰謝料の増額・継続～続き～

- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（乳児を含む親子）について、**家族別離や、育児を恒常的に一人で行わなければならない事情等を考慮**して、母親について**月額6万円**を増額するなど**精神的損害が増額して賠償**された事例（和解事例787 和解成立日 平成25年12月1日）
- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名（うち2名は高校生と中学生）について、**子供2名が避難先の高校・中学校に通学していること等の事情を考慮**し、平成24年9月以降の**避難費用、日常生活阻害慰謝料などの賠償継続**が認められた事例（和解事例799 和解成立日 平成25年12月10日）
- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、**南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったことなどを考慮し、避難慰謝料につき、平成24年9月以降現実に原町区に帰還するまでの賠償継続と増額**（母親及び主たる介護者の妻については**月10割**、従たる介護者の夫については**月8割の増額**）が認められた事例（和解事例820 和解成立日 1.平成25年6月24日 2.平成25年12月25日）
- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係る鬱病罹患のため家事もできないほどの精神状態、X2の施設入所による家族別離等の事情から、平成24年9月以降の避難費用約38万円、就労不能損害27万円、**日常生活阻害慰謝料**各自300万円（6割増額）及び入通院慰謝料約267万円（2人分、いわゆる赤本基準・素因減額なし）等が認められた事例（和解事例821 和解成立日 平成25年12月25日）

個人：精神的損害等の賠償の例

死亡慰謝料

- ・①原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者が、原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に**死亡慰謝料**800万円が賠償された事例
②略
（和解事例670 和解成立日 平成25年9月18日）
- ・旧緊急時避難準備区域に居住し、糖尿病の既往症があった70歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅をしたが症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに**死亡慰謝料**800万円が賠償された事例（和解事例712 和解成立日 平成25年10月7日）

遺体捜索が出来なかったことについての慰謝料

- ・①略
②**避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族を捜索できなかったことによる損害**について、申立人それぞれに各60万円が賠償された事例（和解事例670 和解成立日 平成25年9月18日）※再掲

生命・身体的損害

- ・旧緊急時避難準備区域から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成23年9月に帰宅した申立人について、**直接請求では支払を拒否された平成24年6月以降に発生した生命身体的損害（医療費・通院交通費など）**約44万円が賠償された事例（和解事例697 和解成立日 平成25年9月30日）

個人：避難費用等の賠償の例

避難費用等（生活費増加費用を含む）

- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市）に居住している申立人らについて、滞り者慰謝料、**避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）**、自宅の除染費用が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）（和解事例331 和解成立日 1.平成24年8月3日 2.平成24年10月9日 3.平成25年1月16日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から仙台市に避難中の家族について、**風評被害を避けるため家業（造園業）の臨時の拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し**、同年9月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例（和解事例532 和解成立日 平成25年6月18日）
- 旧緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、**工場移転は経営判断であり原発事故との因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し**、かつ、平成24年9月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて避難費用30万円及び日常生活阻害慰謝料195万円が賠償された事例（和解事例574 和解成立日 平成25年7月17日）
- 旧緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に旅館村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に旅館村に現実に転居したこと等により**計画的避難区域からの避難者と同視して**、平成25年7月までの避難費用約159万円、避難慰謝料110万円等が賠償された事例（和解事例640 和解成立日 平成25年8月20日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成24年9月以降も避難継続の必要性があると判断して、**避難慰謝料及び避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し**、同年9月以降も避難慰謝料等が賠償された事例（和解事例647 和解成立日 平成25年8月27日）※再掲
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から子を避難させている申立人について、**子の就労上の都合等から避難継続の合理性を認め**、平成25年6月までの避難費用（子の避難先の家賃）60万円が賠償された事例（和解事例748 和解成立日平成25年11月1日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係る鬱病罹患のため家事もできないほどの精神状態、X2の施設入所による家族別離等の事情から、**平成24年9月以降の避難費用**約38万円、就労不能損害27万円、日常生活阻害慰謝料各自300万円（6割増額）及び入通院慰謝料約267万円（2人分、いわゆる赤本基準・素因減額なし）等が認められた事例（和解事例821 和解成立日 平成25年12月25日）※再掲

個人：除染費用の賠償の例

除染費用

- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市）に居住している申立人らについて、滞り者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）、**自宅の除染費用**が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）（和解事例331 和解成立日 1.平成24年8月3日 2.平成24年10月9日 3.平成25年1月16日）※再掲
- ①（略）
②上記家族所有の**自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用**について、その半額140万円が原発事故と因果関係があるものとして賠償された事例（和解事例521 和解成立日 1.平成25年2月26日 2.平成25年6月7日）
- 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅敷地内除染費用について、樹木の枝葉打ちでは不十分であるとして、**樹木伐採に要した費用**200万円が賠償された事例（和解事例583 和解成立日 平成25年7月23日）

個人：就労不能損害の賠償の例

就労不能損害

- ・旧緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）に居住しており、避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、定年退職の予定時期であった平成25年3月末までの就労不能損害約184万円が賠償された事例（和解事例462 和解成立日 平成25年4月17日）
 - ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、同区域内の農園で就労していた申立人らについて、農園の事業停止に伴う就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年分の就労不能損害336万円が賠償された事例（和解事例542 和解成立日 平成25年6月24日）
 - ・旧緊急時避難準備区域（双葉郡川内村）に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、和解提案日の前月である平成25年10月末までの就労不能損害約258万円が賠償された事例（和解事例797 和解成立日 平成25年12月6日）
 - ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1（X2の主たる介護者であり唯一の家族）に係る鬱病罹患のため家事もできないほどの精神状態、X2の施設入所による家族別離等の事情から、平成24年9月以降の避難費用約39万円、就労不能損害27万円、日常生活阻害慰謝料各自300万円（6割増額）及び入院院慰謝料約267万円（2人分、いわゆる赤本基準・素因減額なし）等が認められた事例（和解事例821 和解成立日 平成25年12月25日）※再掲
- ### 財物損害
- ・広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となった財物（盆栽）の損害として250万円の賠償がなされた事例（和解事例269 和解成立日 平成24年12月28日）
 - ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴い、飼育して野馬追いにも参加していた馬一頭の処分を余儀なくされた申立人について、馬の処分費用約2万円、処分した馬の財物損害18万円及び馬を処分した精神的損害15万円が賠償された事例（和解事例724 和解成立日 平成25年10月16日）
 - ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の因果関係を認め、修繕費用約1,147万円が賠償された事例（和解事例792 和解成立日 平成25年12月4日）

事業者に関する賠償の例

農林水産業

（営業損害・逸失利益）

- ・旧緊急時避難準備区域（川内村）で植木栽培業を営む申立人らについて、原発事故の風評被害により植木が売れなくなったことによる逸失利益約301万円が賠償された事例（和解事例577 和解成立日 平成25年7月18日）
- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成23年度に作付を断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に算定し、約13.1万円が賠償された事例（和解事例612 和解成立日 平成25年8月7日）
- ・自宅が特定避難勧奨地点に指定され、近隣で農業及び林業を営む申立人について、精神的損害約186万円及び営業損害約348万円等が賠償された事例（平成24年5月分までの精神的損害165万円を別途受済済み）（和解事例620 和解成立日 平成25年8月12日）
- ・旧緊急時避難準備区域の山林の分収造林事業を営む造林組合の組合員である申立人らについて、分収造林契約に基づき平成24年に伐採を予定していた分の逸失利益が、同契約の収益分収割合で算定し、約338万円が賠償された事例（和解事例693 和解成立日 平成25年9月27日）
- ・南相馬市鹿島区から避難した申立人らについて、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したことによる休業損害10万円、農機具等の財物損害60万円が賠償された事例（和解事例773 和解成立日 平成25年11月20日）

（事業用動産）

- ・南相馬市鹿島区から避難した申立人らについて、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したことによる休業損害10万円、農機具等の財物損害60万円等が賠償された事例（和解事例773 和解成立日 平成25年11月20日）※再掲

（追加的費用）

- ・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で稲作を営み、稲作の副産物（藁・粃殻）を使用して馬の飼育もしていた申立人について、原発事故による稲作中止のため、藁や粃殻の代わりに購入せざるを得なかったおが屑代当額約56万円が賠償された事例（和解事例661 和解成立日 平成25年9月11日）

事業者に関する賠償の例

製造業・加工業

(営業損害・逸失利益)

・旧緊急時避難準備区域所在の荷造資材製造業者について、平成23年3月から8月分までの逸失利益が賠償された前回の和解以降も風評被害の影響を認め、同年9月以降の逸失利益約1億4,605万円及び追加的費用約1,859万円が賠償された事例（和解事例811 和解成立日 平成25年12月13日）

・旧緊急時避難準備区域で総菜や弁当を製造販売しており、原発事故により長期休業を余儀なくされたが、平成24年12月に元の店舗で事業を再開した申立人について、事業再開のための店舗の修繕工事費用のほか、長期休業後に再開のために購入した備品類の購入費用につき、**支出に見合った財産を取得しているので賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥**して営業損害600万円の賠償が認められた事例（和解事例624 和解成立日 平成25年8月13日）

(追加的費用)

・東日本各地に事業所を展開する申立会社について、旧緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、**賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥**し、従業員のために無理をして雇用を維持したものととして、支払賃金の8割（約1,613万円）について、賠償が認められた事例（和解事例582 和解成立日 平成25年7月23日）

・①大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を旧緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、**当該生産ラインの新工場への移設費用（新規取得にかかる金額の5割）**1億4,000万円が、費用を現実に支出する前に賠償された事例

②（略）

（和解事例743 和解成立日 1.平成25年3月15日 2.平成25年10月31日）

販売業

(営業損害・逸失利益)

・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で小売店舗を営む申立会社について、**一時休店を余儀なくされたことに伴う逸失利益**約492万円、在庫移転費用約75万円等が賠償された事例（和解事例603 和解成立日 平成25年8月2日）

(追加的費用)

・旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で小売店舗を営む申立会社について、一時休店を余儀なくされたことに伴う逸失利益約492万円、**在庫移転費用**約75万円等が賠償された事例（和解事例603 和解成立日 平成25年8月2日）※再掲

事業者に関する賠償の例

建設業

(営業損害・逸失利益)

・土木業を営む申立会社について、下請企業として、南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域）内において**施工中の公共用道路建設工事が原発事故により一時休止となったことによる逸失利益**62万円が賠償された事例（和解事例601 和解成立日 平成25年8月1日）

(事業用動産)

・旧緊急時避難準備区域で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に旧緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠など）の使用禁止を言い渡され、**自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割（840万円）**を賠償すべき損害と認定した事例（和解事例728 和解成立日 平成25年10月21日）

サービス業等

(営業損害・逸失利益)

・旧緊急時避難準備区域でビジネスホテルを営む申立会社について、**原発事故直後の時期の風評被害による宿泊客の減少に伴う逸失利益**約294万円が賠償された事例（和解事例595 和解成立日 平成25年7月31日）

・南相馬市鹿島区で情報関連事業を営む申立会社について、**原発事故による従業員らの避難等を原因とする売上減少があったことを認め、事故時から平成25年5月分までの逸失利益**約8,715万円が賠償された事例（和解事例741 和解成立日 平成25年10月30日）

・旧警戒区域所在の海水浴場で監視業務を行っていた申立会社について、**原発事故により海水浴場が閉鎖され業務が受託できなくなったことで生じた営業損害**約150万円が賠償された事例（和解事例803 和解成立日 平成25年12月11日）